

青森県報

第二千三百十二号

平成十六年
四月九日
(金曜日)

目次

告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………	(市振興課)	一
右 同……………	(同)	一
右 同……………	(同)	二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(人事課)	二
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活政策課)	二
右 同……………	(同)	三
大規模小売店舗の廃止の届出……………	(経営振興課)	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(学校教育庁)	三
右 同……………	(同)	四
右 同……………	(同)	四
右 同……………	(同)	五
出先機関……………		
土地改良区の役員の内任……………	(三戸農林水産事務所)	五
土地改良事業の工事の完了……………	(同)	五

教育委員会

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序

を定める規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 七

公安委員会

型式の検定適合遊技機…………… (生活保安課) …… 七

告 示

青森県告示第二百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、三厩村長から三厩村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を三厩村字本町に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡三厩村字本町二一四、一一五、一八六の地先公有水面埋立地 一、三七〇・六六平方メートル

青森県告示第二百七十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、東通村長から東通村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を東通村大字白糠字前坂下に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡東通村大字白糠字前坂下三四の二六の地先公有水面埋立地 一八、〇〇七・七四平方メートル

青森県告示第二百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、東通村長から東通村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を東通村大字白糠字前坂下に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡東通村大字白糠字前坂下三四の二六の地先公有水面埋立地 一五、五六五・〇七平方メートル

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
人事給与トータルシステム維持管理業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部人事課
青森市長島一丁目一の
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

青森日本電気ソフトウェア株式会社

青森市第二問屋町四丁目一の二〇

六 契約金額

三千五百七十五千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成十六年三月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森県樹木医会
- 三 代表者の氏名
中尾 良仁
- 四 主たる事務所の所在地
青森市大字浅虫字坂本九の三三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、樹木医の知識と技術を通じて、巨木・古木・名木等の文化財をはじめ森林・緑地など郷土の大切な自然環境の保全に寄与すると共に、市民および関係諸団体と連携しての緑の普及と啓発に関わる活動を行うことにより、樹木文化の発展及び、広く環境の保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年三月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人SNO

三 代表者の氏名

大平 貞仲

四 主たる事務所の所在地

むつ市緑ヶ丘一三の六

五 定款に記載された目的

この法人は、主に下北半島地域に暮らす人々の日々の暮らしと密接な関係にある各種情報をパソコン及び携帯電話等の情報端末に配信すること並びに地域における情報化社会の発展を図るためのIT関連教育諸事業を実施し、地域における文化、福祉、経済及び産業振興に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

松木屋

青森市新町二丁目八の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社松木屋

青森市中央二丁目六の三

破産管財人 平田由世

青森市古川二丁目二〇の三 朝日生命ビル七号

破産管財人 石岡隆司

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前	九、九一五平方メートル
廃止後	〇平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成十六年十二月三十一日

五 届出年月日

平成十六年三月二十三日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

電子計算組織 一式

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市新町二丁目三の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十六年二月六日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

七 契約金額

三千八十七万円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十五年十二月二十四日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

電子計算組織 一式

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市新町二丁目三の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十六年二月二十七日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

七 契約金額

三千九百六十九万円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十六年一月十四日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

電子計算組織 一式

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市新町二丁目三の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日
平成十六年二月二十七日

六 契約の相手方の名称及び住所
扶桑電通株式会社青森営業所
青森市長島二丁目一三の一

七 契約金額
三千二百四十四万五千円

八 契約の相手方を決定した手続
物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行
い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提
出した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日
平成十六年一月十四日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量
電子計算組織 一式

二 調達方法
購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校施設課
青森市新町二丁目三の一

四 契約の方法
一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十六年二月二十七日

六 契約の相手方の名称及び住所
株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九

七 契約金額
三千三百十八万円

八 契約の相手方を決定した手続
物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行
い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提
出した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日
平成十六年一月十四日

土地改良法の規定により、浅
水七崎土地改良区から、次のとおり役員
の就任の届出があつたので、同条第十七項
の規定により公告する。

平成十六年四月九日

土地改良法の規定により、浅
水七崎土地改良区から、次のとおり役員
の就任の届出があつたので、同条第十七項
の規定により公告する。

出 先 機 関

三戸地方農林水産事務所長 奈良岡 修 一

三戸郡五戸町大字浅水字川向二八の三

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	佐川 秀清	三戸郡五戸町大字浅水字川向二八の三	平成一六・三・三

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、

次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十六年四月九日

三戸地方農林水産事務所長 奈良岡 修 一

土地改良事業の名称	十四年災農地災害復旧事業	六二・一	名川町	平成一五・三・二〇
"	"	六二・二	"	"
"	"	六二・三	"	一五・一・一八
"	"	六二・四	"	一五・四・一八
"	"	六二・五	"	一五・三・二〇
"	"	六二・六	"	一五・四・一八
"	"	六二・七	"	一五・三・二〇
"	"	六二・八	"	一五・四・一八
"	"	六二・九	"	一五・一・三三
"	"	六二・一〇	"	一五・三・一九
"	"	六二・一一	"	一五・一・二五
"	"	六二・一二	"	一五・三・二〇
"	"	六二・一三	"	一五・三・一九

"	"	六二・一〇二	"	一五・二・二七
"	"	六二・一〇三	"	一五・二・二七
"	"	六二・一〇四	"	一五・三・二七
"	"	六二・一〇六	"	一五・四・一八
"	"	六二・一〇七	"	一五・三・二〇
"	"	六二・一〇八	"	"
"	"	六二・一〇九	"	"
"	"	六二・一一〇	"	"
"	"	六二・一一一	"	一五・三・二〇
"	"	六二・一一二	"	一五・二・二四
"	"	六二・一一三	"	一五・三・二〇
"	"	六二・一一四	"	"
"	"	六二・一一五	"	一五・二・一
"	"	六二・一一六	"	一五・三・二〇
"	"	六二・一一七	"	一五・三・一九
"	"	六二・一四	"	"
"	"	十四年災農業用施設災害復旧事業六二・一〇一	"	"

教 育 委 員 会

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六・一・一三二	六・一・一三一	六・一・一三〇	六・一・一二九	六・一・一二八	六・一・一二七	六・一・一二六	六・一・一二五	六・一・一二四	六・一・一二三	六・一・一二二	六・一・一二一	六・一・一二〇	六・一・一一九	六・一・一一八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五・三・二〇	一五・三・二六	〃	一五・三・二〇	一五・三・二三	一五・三・二〇	一五・三・一九	一五・三・二三	一五・三・一九	一五・三・二〇	一五・三・二八	〃	〃	〃	一五・三・二〇

青森県教育委員会訓令甲第十一号

所 出 庁
轄 先 内
教 育 機 一
関 関 般

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年四月九日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「水木洋」を「吉田隆男」に、「武田登」を「水木洋」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年四月九日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRピーバップMVS	株式会社サンセイアールアンドデイ
"	CRピーバップM	"
"	31CRファイバーアクアナインG	株式会社三共
"	CRファイバーマジックパーティM X	"
回胴式遊技機	ヨロサンタマシンガンパーシ	株式会社タイヨー

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭